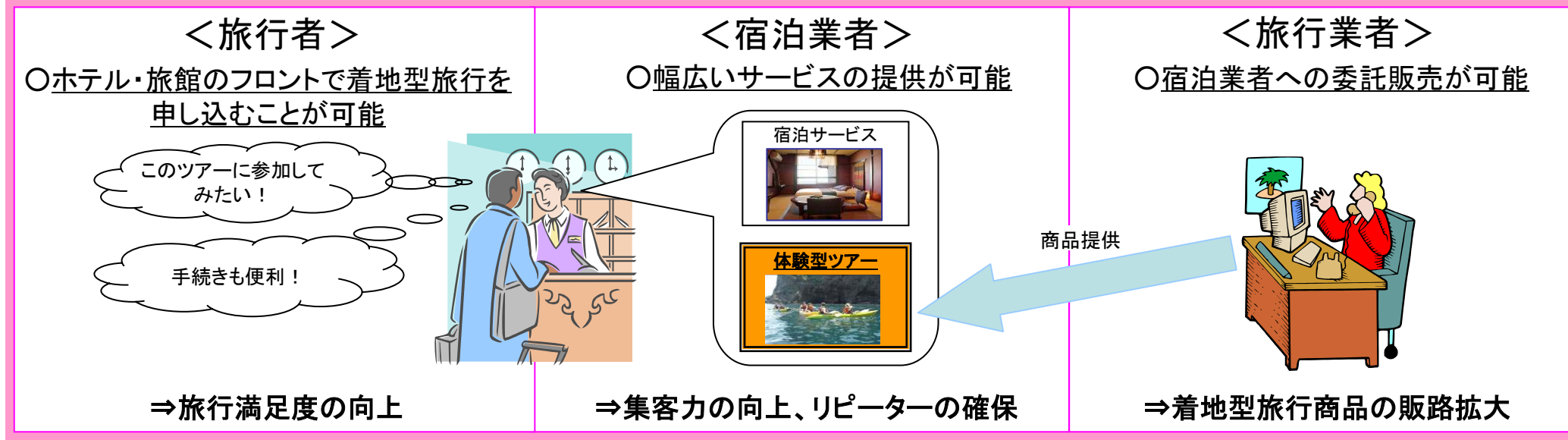


観光圏における旅行業法の特例

特例の内容

- ① 国土交通大臣の認定を受けた滞在促進地区内の宿泊業者(ホテル・旅館等)が、観光圏内における宿泊者の旅行について、旅行業者代理業を営むことができることとする(観光圏内限定旅行業者代理業)。
- ② 上記①の場合には、旅行業法上の必置資格である旅行業務取扱管理者に代えて、一定の研修を修了した者等を選任できることとする。

新制度創設によるメリット



地域の魅力を生かした着地型旅行商品による旅行者の滞在促進